

第百九号議案

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都河川流水占用料等徴収条例（平成十二年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。  
別表一の項の表備考以外の部分を次のように改める。

一 土地占用料

占用種別	河川区域の別					単位
	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	
第一種	一万六千四百八十七円	四千七百一十一円	二千四百八十五円	七百四円	二百五円	一平方メートル
第二種	八千二百四十三円	二千三百五十五円	千二百四十二円	三百五十二円	百二円	一平方メートル
第三種	二万七千四百七十八円	七千八百五十一円	四千四百四十三円	千七百七十四円	三百四十三円	トル一年
第四種	二万七千四百七十八円	七千八百五十一円	四千四百四十三円	千七百七十四円	三百四十三円	トル一年
第五種	百九万九千四百四十一円	三十一万四千七十五円	十六万五千七百二十一円	四万六千九百九十三円	一万三千七百三十一円	千平方メートル
第六種				四千六百元	四千六百元	トル一年
第七種	二万七千四百七十八円	七千八百五十一円	四千四百四十三円	千七百七十四円	三百四十三円	一平方メートル
第八種	一万三千七百三十九円	三千九百二十五円	二千七十一円	五百八十七円	百七十一円	トル一年
第九種	四万一千二百十七円	一万一千七百七十七円	六千二百四十四円	千七百六十二円	五百十四円	トル一年
第十種	二万七千四百七十八円	七千八百五十一円	四千四百四十三円	千七百七十四円	三百四十三円	トル一年

別表二の項中「6,338円」を「6,477円」に改め、同表三の項中「四百二十七円」を「四百四十四円」に改め、同表四の項中「六百五十一円」を「六百七十七円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

占用料等の額を改定する必要がある。